

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行う必要があります。

令和4年3月18日付内閣府事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を参考に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見直しを検討します。

なお、内閣府事務連絡において示された、見直しに関する判断基準については、以下のとおりです。

見直しに関する判断基準

(1) 教育・保育について

令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離が生じている場合、見直しが必要とされています。

《参考1》県が示した計画見直しのスケジュール

令和4年4月～ 令和4年8月	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」の見直し作業
令和4年9月～ 令和4年10月	県による見直し後計画の内容確認及び調整
令和4年11月～ 令和5年3月	見直し後計画の子ども・子育て会議への付議
令和5年4月	計画（改定後）施行

《参考2》第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画（66 ページ）

第4章 計画の推進に向けて

3 計画の見直し

計画期間中、本計画に定める量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

《参考3》教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。